

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01428

研究課題名（和文）ドイツ行政上の権利保護の歴史的展開から見た環境法上の団体訴訟論

研究課題名（英文）Verbandsklage in environmental law seen from the historical development of German administrative rights protection

研究代表者

小澤 久仁男 (OZAWA, Kunio)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：30584312

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、ドイツ行政上の権利保護の歴史的展開を再検証することを通じて、ドイツにおいて環境法上の団体訴訟を受け入れる法的基盤があったのかどうかを分析するものであった。そして、ドイツの行政上の権利保護の歴史的展開として、神聖ローマ帝国に存在した2つの最高裁判所について研究成果を公表した。他方で、神聖ローマ帝国崩壊後に生じた行政上の権利保護のあり方をめぐるベール＝グナイスト論争についても研究を行い、これについては、現在、研究成果を準備している。その上で、ドイツ行政上の権利保護の歴史的展開は、環境法上の団体訴訟と連続性があったものとは言えないものの、これを受容する基盤があったと考えている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題は、ドイツ行政上の権利保護制度の歴史的展開を再検証し、その後のドイツ環境法上の団体訴訟制度の導入と連続性があるのかどうかを分析することによって、環境法上の団体訴訟の役割・位置付けを再構成しようとする点に学術的意義を持つ。

他方で、従来までのわが国におけるドイツ環境法上の団体訴訟に関する研究は、そこでの規定内容やEUとの関係进行分析することによって、わが国の原告適格論や団体訴訟論の遅れを指摘する傾向にあった。これに対して、本研究は、環境団体訴訟が必要とされ、これが導入されるまでに至った背景といった基礎理論を考察することによって現在の制度設計論へと架橋した点に社会的意義を持つと考える。

研究成果の概要（英文）：This research project analyzed whether there was a legal basis for accepting “Verbandsklage” under environmental law in Germany by reexamining the historical development of German administrative rights protection. I also published research results on the two supreme courts that existed in the Holy Roman Empire, as a historical development of administrative rights protection in Germany. On the other hand, I am also conducting research on the “Baehr=Gneist” controversy over the form of administrative rights protection that arose after the collapse of the Holy Roman Empire, and I am currently preparing research results on this topic. Based on this, I believe that although the historical development of administrative rights protection in Germany cannot be said to have been continuous with “Verbandsklage” under environmental law, there was a basis for acceptance of this.

研究分野：新領域法学

キーワード：帝国カンマー裁判所 帝国宮廷顧問会議 環境法上の団体訴訟

### 1. 研究開始当初の背景

わが国においては、長きにわたって、行政訴訟および環境行政訴訟において、原告適格の範囲が狭いという問題点が指摘され、行政法学における最大の関心事の1つとして広く認知されてきた。このような原告適格の範囲が狭いという問題点に関する典型例として、自然環境が開発によって破壊される場合を挙げることができる。この場合、付近住民は、行政が起業者に対して行った許認可の取消しを求めて行政訴訟を提起したとしても、当該許認可の根拠となった法規範において付近住民の個人的権利を保護する趣旨が含意されていると読み込めない限り、行政訴訟を提起することは出来ないとされている(いわゆる「法律上保護された利益説」)。このように、許認可の根拠となる法規範の多くは、通常、付近住民もしくはその他第三者の権利・利益を保護する趣旨まで盛り込まれていないことの方が多い。したがって、市民らが、環境行政訴訟を提起したとしても、このような訴訟は原告適格の段階でつまづくことになり、自然環境の破壊を阻止することができないことになる。以上のような例は、環境行政訴訟の領域のみに留まらず、他の行政訴訟の領域においても妥当しており、わが国行政訴訟は制度的限界を有していると理解される。

このような中、わが国においては、ドイツを含めた各国の団体訴訟導入の状況が活発に取り上げられている。すでに消費者保護の分野で団体訴訟が導入されており、行政訴訟や環境保護の分野においては団体訴訟の導入の可否が議論されている。もっとも、従来までのわが国におけるドイツ環境法上の団体訴訟に関する研究は、もっぱらそこの規定内容やEUとの関係を分析することによって、わが国の原告適格論や団体訴訟論の遅れを指摘していこうとする傾向にあった。

そこで、本研究課題においては、このような傾向から一步離れて、団体訴訟の視点からドイツ行政上の権利保護制度の歴史的展開の再検討を行うことによって基礎理論的考察の土台を形成し、かつ、現在の制度設計論へと架橋する必要があると考えた。

### 2. 研究の目的

これまでの申請者自身の研究を通じて、申請者はドイツにおける行政上の権利保護の歴史的展開に関心を持つことに至った。つまり、ドイツにおける行政上の権利保護の歴史的展開を再検証することを通じて、ドイツにおいて環境法上の団体訴訟を受け入れる法的基盤ないし理論的基盤があったのかどうかを分析したいと考えた。このような再検証および分析を行うことへの着想を得た理由については後述するが、ここではドイツ環境法上の団体訴訟の規定については完全に客観訴訟とするのではなく、主観訴訟的な要素を残した立法を行っている点を差しあたり指摘したい。それゆえ、主観訴訟や客観訴訟といった区分それ自体が、ドイツにおける行政上の権利保護にとって、どのような淵源を有し、そしてまた、これらの概念がどれほどドイツ環境行政訴訟に根付いてきたのかということも解明する必要があると考えた。すなわち、ドイツにおける行政上の権利保護の歴史的展開が、環境法上の団体訴訟との連続性をそもそも有するのか、それが肯定された場合にどの程度の連続性を持って発展していったのかといったことを考察することで、公益的団体訴訟の導入は完全なパラダイム転換であるのかを解明したい。かかる研究を通じて、ドイツ環境法上の団体訴訟論の更なる理解へと繋げていきたい。

他方で、ドイツ行政法を継受してきたわが国においては、ドイツの原告適格論よりも厳格な原告適格論が展開されている、と指摘されることもある。その結果、2004年の行政事件訴訟法改正以前より、環境法上の団体訴訟導入の議論が登場してきたものの、未だ環境法上の団体訴訟の導入までには至っていない。そのため、本研究は、ドイツの原告適格論の克服および、わが国における団体訴訟の立法化を検討する際の足がかりになると思われる。

以上より、本研究は、ドイツにおける行政上の権利保護の歴史的展開について再検証し、環境法上の団体訴訟との連続性の有無を考察していくことによって、わが国における原告適格論や団体訴訟論の展開に奉仕するための基盤的研究・基礎的研究となるものである。

### 3. 研究の方法

ドイツにおける行政上の権利保護制度の歴史的展開を扱う研究は、古くから多くの研究が存在してきた。そのような中で、本研究課題は、環境法上の団体訴訟の視点からドイツにおける行政上の権利保護制度を分析していった。この点、本研究課題においては、次の3つの段階に区分をして研究を行った。

まず、従来までのドイツ行政訴訟制度の発展過程の再確認・再検証を行った。その際に、神聖ローマ帝国における2つの最高裁判所、すなわち帝国カンマー裁判所(Reichskammergericht)と帝国宮廷顧問会議(Reichshofrat)を対象にした。これらの両最高裁判所で管轄権が競合している領域の案件について、臣民は、いずれの裁判所に訴訟を提起するのかについて選択権を有しており、臣民には領邦支配権に基づく措置に対して上訴の機会もある程度確保されていた。これ

らの両最高裁判所およびそこでの諸制度については、後のドイツの原告適格論や団体訴訟に直接的な影響を与えたものではないものの、これらの状況が背景にある中、ベール＝グナイスト論争に続いていくことになった。

他方で、以上を前提に、ドイツにおいては、神聖ローマ帝国が崩壊後、国家レベルの行政裁判所などが設置されない中、各ラントレベルでの行政上の権利保護が展開されていくことになった。これらの議論および制度展開に強い影響を与えたのが、ベール＝グナイスト論争であった。すなわち、ベールを中心としたプロイセン学派は行政訴訟を一般の訴訟と同様に司法裁判所に属すとした結果、行政訴訟の目的は個人的権利保護にあると志向することになった。これに対して、グナイストを中心とした南ドイツ学派は行政訴訟を司法裁判所から独立した行政裁判所に属すとした結果、行政訴訟の目的は客観的権利保護（客観法的保護）にあると志向することになった。これらの展開について研究を行った。

最後に、以上の2つの研究及び展開によって、ドイツにおいては、後に環境法上の団体訴訟が導入される法的基盤があったものと、申請者は考えており、今後も研究を継続していきたいと考えている。なお、その他、申請者は、研究協力者として、他の補助事業にも参加をしており、そこでの議論およびアドバイスも踏まえて研究内容および研究方法をより精緻化するよう試みた。

#### 4. 研究成果

近時、わが国行政法学及び環境法学においては、団体訴訟に関する議論が活発に取り上げられている。そのため、団体訴訟導入に向けた実質的な議論の段階に突入しはじめている。けれども、そこでは従来までのドイツの伝統的な議論との関連性が不明確であり、目まぐるしい変化が生じているドイツの最新の動向に強い関心が向けられる傾向にある。そこで、申請者は、このような傾向から一步離れて、団体訴訟の視点からドイツ行政上の権利保護制度の歴史的展開の再検討を行うことによって基礎理論的考察の土台を形成し、かつ、現在の制度設計論へと架橋する必要があると考えた。その上で、本研究課題においては、上記までの背景、研究目的、そして研究方法によって、次のような成果を得ることになった。

まず、神聖ローマ帝国の時期における行政訴訟制度を取り上げたことによって、そこでは2つの最高裁判所が存在していたものの、領邦支配権に基づく措置に対して、行政訴訟を提起する機会が保障されていたことを明らかにしたことである。もちろん、これが、今日のドイツの制度に直接的な影響を与えたものとは言い切れないものの、その後の制度設計及び議論に影響を与えたものと考えている。当該研究の成果については、論文として公表を行った。

次に、神聖ローマ帝国崩壊後に、ライヒレベルで、行政訴訟制度が展開されていく中で、強い影響を与えたベール＝グナイスト論争について研究を行った。そこでは、行政裁判所の機能について理解が異なり、最終的には行政訴訟制度の目的を個人的権利保護に向けて行くことになった過程について研究を行った。そのような中で、今日のドイツ環境法上の団体訴訟が、個人の権利侵害が生じていなくても、承認された環境保護団体に訴訟の提起を認めるといった制度設計を受け入れる法的基盤があったものと、申請者は考えている。これについては、現在、公表論文を作成中である。

最後に、本研究課題の直接的なテーマではないものの、補助機関中に、原告適格に関連する判例研究も行い、成果を公表した。そこでも、本研究課題から着想を得て、研究を行ったものとなる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名<br>小澤久仁男                                 | 4. 巻<br>88              |
| 2. 論文標題<br>ドイツ団体訴訟論の萌芽 神聖ローマ帝国における2つの最高裁判所を例にして | 5. 発行年<br>2023年         |
| 3. 雑誌名<br>日本法学                                  | 6. 最初と最後の頁<br>59-       |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                   | 査読の有無<br>有              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）           | 国際共著<br>-               |
| 1. 著者名<br>山下竜一・小澤久仁男・朝田とも子・児玉弘                  | 4. 巻<br>94巻7号           |
| 2. 論文標題<br>判例回顧と展望2021（行政法）                     | 5. 発行年<br>2022年         |
| 3. 雑誌名<br>法律時報                                  | 6. 最初と最後の頁<br>24-44     |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                   | 査読の有無<br>無              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難          | 国際共著<br>-               |
| 1. 著者名<br>小澤久仁男                                 | 4. 巻                    |
| 2. 論文標題<br>史跡指定解除処分と第三者の原告適格                    | 5. 発行年<br>2022年         |
| 3. 雑誌名<br>斎藤誠・山本隆司（編）「行政判例百選（第8版）」              | 6. 最初と最後の頁<br>338 - 339 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                   | 査読の有無<br>無              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難          | 国際共著<br>-               |
| 1. 著者名<br>小澤久仁男                                 | 4. 巻<br>28              |
| 2. 論文標題<br>住民訴訟において、求償権の行使を違法に怠っているとされた事例       | 5. 発行年<br>2021年         |
| 3. 雑誌名<br>新・判例解説Watch【2021年4月】                  | 6. 最初と最後の頁<br>73-76     |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                   | 査読の有無<br>無              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難          | 国際共著<br>-               |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>山下竜一・小澤久仁男・朝田とも子・児玉弘         | 4. 巻<br>93          |
| 2. 論文標題<br>判例回顧と展望2020（行政法）            | 5. 発行年<br>2021年     |
| 3. 雑誌名<br>法律時報                         | 6. 最初と最後の頁<br>20-40 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>小澤久仁男                        | 4. 巻<br>482         |
| 2. 論文標題<br>仮の救済 - 民事訴訟と国家補償も見渡して -     | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>法学教室                         | 6. 最初と最後の頁<br>30-34 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|